富士市富士·愛鷹山麓地域の 森林機能の保全に関する条例の概要

1 策定の背景・目的

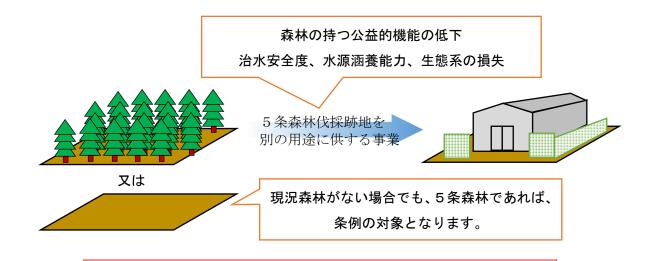
本市では、富士・愛鷹山麓地域の森林の有する公益的機能を維持し、その豊かな自然環境、自然風景を保全するため、昭和 63 年 4 月、富士・愛鷹山麓地域環境調査研究委員会を発足し、基礎調査、総合分析などを実施し、翌平成元年 4 月には、富士市富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を策定しまし計画策定委員会を設置し、平成 3 年 3 月 1 日、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を策定しました。この計画では、治水安全度、水源涵養及び生態系の保全の見地から、森林伐採を伴う開発面積を 250 ヘクタールまでに抑えることとし、公共事業を管理するとともに、民間事業者に対しても協力を求めてきました。しかしながら、令和元年度の調査において、開発総面積やその利用用途から、計画策定時に危惧された段階に達していることが確認されました。

このため、今後の富士・愛鷹山麓地域における地域森林計画対象民有林(5条森林)の伐採跡地を森林以外の用途に供する事業は、森林の持つ公益的機能を保全する必要があることから、開発を行う事業主等に森林喪失の影響評価を行うことを義務づけ、開発計画に生かすことで、後世に富士・愛鷹山麓地域の森林の持つ公益的機能を引き継ぐことを目的とし、条例を制定しました。

2 条例の骨子

(1) 目的

富士・愛鷹山麓地域の森林の有する公益的機能を保全するため、重度開発等を行う者がその事業の実施に当たりあらかじめ森林喪失に係る影響の評価を行うことにより、適正な配慮がなされることを確保し、富士・愛鷹山麓地域の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐことを目的としています。(第1条)



開発する者は公益的機能を維持する。(原因者負担原則)

(2) 対象地域

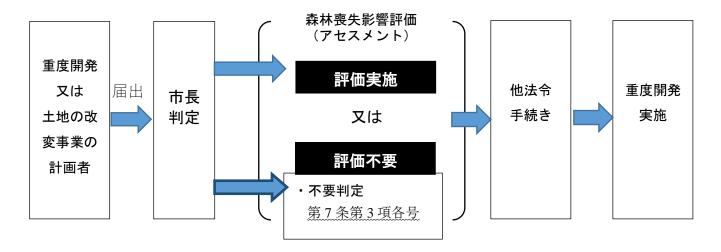
条例では富士市環境基本計画に定める地域としており、平成3年策定の富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に準じ、主要地方道富士・富士宮・由比線かつ東名高速道路の北側の行政区域としています。(第2条)

(3) 対象となる事業

富士・愛鷹山麓地域内の森林法第5条に規定する地域森林計画に規定された森林の伐採跡地を①森林以外の用途に供する事業(「重度開発」と定義)を行う場合、又は②土地の埋立事業や廃棄物処分場設置事業(「土地の改変事業」と定義)を行う場合に届出が必要になります。(第7条第1項)

(4) 手続きの流れ

対象となる事業(重度開発又は土地の改変事業)を計画する方(事業主及び土地所有者等)は、事業計画を届け出ることになります。市長が計画の影響を判断し、森林喪失影響評価を実施すべきかの判定をし、計画する方へ通知します。実施すべき判定を受けた場合は森林喪失影響評価を実施し評価書を公告した後に、実施すべき判定を受けなかった場合は速やかに、他法令の手続き後、重度開発又は土地の改変事業を実施することになります。森林喪失影響評価を実施すべきかの判定結果が出るまでに最大60日かかりますので、届出はできる限り早く提出してください。(第7条)



第7条第3項(抄)

市長は、第1項の規定による届出に係る事業の内容にかかわらず、次に掲げる事業については、森林喪失影響評価を実施しないものとすることができる。

- (1) 環境影響評価法 (平成9年法律第81号) 又は静岡県環境影響評価条例 (平成11年静岡県条例第36号) に基づき環境影響評価を実施する事業
- (2) 重度開発に伴い必要な規模の保全措置を行った事業
- (3) 重度開発を行う面積が500平方メートル未満又は土地の改変事業を行う面積が1へクタール以下であって、過去5年間、近接する土地において重度開発又は土地の改変事業を伴う事業が行なわれていないもの
- (4) 国、県又は市が行う安全の確保に資する事業
- (5) その他緊急性が高いと市長が認める事業

(5) 保全措置

富士・愛鷹山麓地域内において、重度開発により失われる森林機能を植林により保全する 措置になります。この保全措置を実施した事業については、森林喪失影響評価を不要とする こととしています。(第2条第1項第9号)

なお、保全措置を行った場合に森林喪失影響評価を不要とするのは重度開発であり、土地の改変事業は除きます。

(6) 森林喪失影響評価

既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る森林喪失影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針(「富士市森林喪失影響評価技術指針」)を定めています。(第6条)

森林喪失影響評価の実施方法をあらかじめ公表する方法書を作成し公表します。この方法 書に対する意見募集結果や市長意見を勘案し、調査項目を選定します。(第8条から第12条) 森林喪失影響評価を実施し、その結果とその評価書案となる準備書を作成し公表します。 この準備書に対する意見募集結果や市長意見を勘案し、この評価書を作成し公表するまでが 森林喪失影響評価となります。(第13条から第18条)

(7) 勧告、措置命令、公表

本条例に違反する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告します。(第22条)

勧告しても従わないとき、または緊急を要するときは、必要な措置をとるべきことを命じます。また、その際には、当該区域に看板等の設置により第三者に対し措置命令の事実を明認できるようにします。(第23条)

命令に従わない場合、その事実を公表します。(第24条)

(8) 施行日

この条例は令和3年4月1日から施行しており、改正条例(土地の改変事業を条例の対象として明記しました。)は令和6年10月1日から施行となります。

3 条例の適用について(事業例)

ア 工場の立地(重度開発)

条例適用 実施事項:森林喪失影響評価または保全措置



※ただし、本条例の対象地域は調整区域のため、原則として工場は建設できません。

イ 太陽光発電・資材置き場(重度開発)

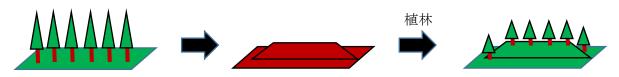
条例適用 実施事項:森林喪失影響評価または保全措置

(非工作物)



ウ 土砂埋立事業・廃棄物処分場設置事業(土地の改変事業)

条例適用 実施事項:森林喪失影響評価(治水項目のみ)及び事業完了後の森林復元



エ 皆伐及び植林(林業)

対象外



事業	規模等	森林喪失影響評価 の実施	事業完了後 の森林復元
重度開発	500 ㎡未満 または保全措置実施	不要	ı
	500 ㎡以上	要	_
土地の改変事業	1ha 以下	不要	要
	1ha 超	要(治水項目のみ)	要

個別の事業が条例の対象かの判断については、下記問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ

富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例に関すること

富士市役所 環境部 環境総務課 環境政策担当

電話:55-2901 電子メール: ka-kankyousoumu@div. city. fuji. shizuoka. jp